

食中毒注意報発令基準

別表1

名称	発令対象期間	注意報継続時間	時期	発令条件	
				A、Bのいずれかに該当する場合	
夏季 食中毒 注意報	6月1日 から 9月30日 まで	発令時から48時間 継続(その後は自 動的に解除)	A	前日の最高気温及び前日の平均湿度の両方が 下記の条件を満たす	
				温度 平均湿度	
			6月中	28°C以上	80%以上
				27°C以上	90%以上
			7月中	30°C以上	85%以上
				30°C以上	80%以上
			8月中	30°C以上	80%以上
				30°C以上	80%以上
			9月中	27°C以上	85%以上
				B	前日までの最低気温が3日連続で25°C以上(※1)
ノロ ウイルス 食中毒 注意報 (※2)	10月1日 から 3月31日 まで	発令日 から 3月31日 まで	CかつD、または、Eに該当する場合		
			C	感染症発生動向調査における感染性胃腸炎の 定点あたり報告数が2週間連続で前週と比較して 1. 2倍以上増加	
			D	感染症発生動向調査における感染性胃腸炎の 定点あたり報告数が10人以上	
			E	感染症発生動向調査における感染性胃腸炎の 定点あたり報告数が12人以上	

(※1)基準Bについては、3日に1度の発令を限度とする

(※2)発令対象期間外でも、発令条件に該当すれば注意報を発令する